本号で公布された法令のあらまし

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六二号）（厚生労働省）

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二六万円とし、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を四七万円とすることとした。（第一八条第四項関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第六三号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額（現行五一万円）を五二万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額（現行一六万円）を一七万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額（現行一四万円）を一六万円に、それぞれ引き上げることとした。（第二九条の七第二項～第四項並びに附則第四条第二項及び第三項関係）

2　被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二六万円とし、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を四七万円とすることとした。（第二九条の七第五項関係）

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六四号）（厚生労働省）

1　平成二六年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二六年三月一日から平成二七年二月二八日までの間における診療に係る療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定することとするとともに、当該国庫補助金の一部については平成二七年度において補助することとする特例を設けることとした。（附則第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第二条の規定は、平成二六年度に係る国民健康保険組合に対する補助金の額の算定に対して適用することとした。

政　令

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十二号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同項第四号中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第十八条第四項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十三号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第二十九条の七第二項第十号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同条第四項第九号中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第五項第一号中「四十五万円」を「四十七万円」に、「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同項第三号ロ中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同号ハ中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

附則第四条第二項第六号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同条第三項第六号中「十六万円」を「十七万円」に改める。